

多摩地域福祉有償運送運営協議会

運営協議会

(令和3年度 第1回)

会 議 録

会 議 名	令和3年度多摩地域福祉有償運送運営協議会	
日 時	令和3年8月6日（金） 午後1時30分～午後4時30分	
場 所	（新型コロナウイルス感染防止のため、オンラインにて実施）	
確認者	委 員	田淵、矢島、谷口、中村、秋山、藤井、島津、町田、高橋、小泉（代理出席）、小堀、鈴木、小野 （14名）
	事務局	東久留米市・武蔵村山市
欠席委員	1名	
議 題	1 開会 2 委員紹介及び挨拶 3 議題 （1）運営協議会会長の互選及び副会長の指名について （2）自家用有償旅客運送の制度改正についての説明 （3）運営協議会に協議申請された事項の審査について 4 その他 （1）登録団体のヒヤリハット等事例について （2）その他	
公開・非公開の別	公開	
非公開の理由		
傍聴人の数	1名	
配付資料	事前送付資料 （1）令和3年度第1回運営協議会協議予定団体一覧 （2）更新登録申請団体要件確認表（3団体・3件分） （3）新規登録申請団体要件確認表及び申請書類（1団体・1件分） （4）変更協議申請団体書類（2団体・2件分） （5）事前意見・質問・その他記入票 （6）【資料1】多摩地域福祉有償運送運営協議会委員名簿 （7）【資料2】79条登録団体等一覧表 （8）【資料3】需給状況等一覧（4市町分） （9）【資料4】登録団体におけるヒヤリハット等事例一覧表 （10）自家用有償旅客運送（福祉有償運送）の制度改正について （11）多摩地域福祉有償運送運営協議会設置要綱	

令和3年度第1回多摩地域福祉有償運送運営協議会

令和3年8月6日

【運営協議会事務局】 開会  
委員自己紹介  
会議の成立報告  
会長の互選及び副会長の指名

【運営協議会事務局】 委員の皆様には配付資料について御説明させていただきます。

令和3年度第1回多摩地域福祉有償運送運営協議会の次第、令和3年度第1回運営協議会協議予定団体一覧、6団体あると思います。更新登録申請団体要件確認表、3団体3件分ですね。新規登録申請団体要件確認表及び申請書類、これが1団体1件です。変更協議申請団体書類、これは2団体2件です。

続きまして、資料1、多摩地域福祉有償運送運営協議会委員名簿、資料2、79条登録団体一覧表、資料3、需給状況等一覧、4市町分あります。資料3-1から3-4までございます。資料4、登録団体におけるヒヤリハット等事例一覧表、そのほか自家用有償旅客運送（福祉有償運送）の制度改正についてという国交省が11月27日に作成した資料、それと多摩地域福祉有償運送運営協議会設置要綱、以上でございます。

続きまして、会議を開催するに当たり、会議運営上の確認事項について再度御報告いたします。

設置要綱第11条の規定により、運営協議会は原則公開となっております。公開用の会議録を作成いたしますので、発言を録音いたします。発言される方は、恐れ入りますが氏名を述べていただいておりますからお話しくくださいますようお願いいたします。

また、通常時はZoomのマイクをミュートにさせていただいて御発言される際にマイクをオンにさせていただき、御発言が終わりましたら再びマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

協議中「手を挙げる」という機能を使う場面がございます。事前にZoomで手を挙げる機能の使い方という紙をお送りしておりますので、再度御確認ください。

なお、公開用の会議録は、発言者の名前を、会長、副会長、委員、事務局という表示に変更いたします。個人の氏名は表示いたしません。

傍聴の方に御連絡いたします。傍聴される方には、録音、撮影は御遠慮いただいております。また、発言はできません。協議の妨げになると会長が判断した場合は、非公開とすることができる規定となっておりますので、今回は強制退出していただきます。よろしくようお願いいたします。

では、会長、進行をお願いいたします。

【会長】 それでは、皆様、御協力のほどよろしくお願いいたします。

まず次第の3番の(2)にあります自家用有償旅客運送の制度改正について、国土交通省関東運輸局東京運輸支局の方から御説明のほどよろしくお願いいたします。

【委員代理】 東京運輸支局輸送担当と申します。

私のほうから資料に沿って説明を簡単にさせていただこうと思います。

お手元にあります資料の国土交通省が作成しております2020年11月27日作成の資料を御覧いただきたいんですけども、これの、一応両面刷りになっているんですが、枚数でいくと3枚目の自家用有償運送制度の改正についてというページを御覧いただいでよろしいでしょうか。

こちらに沿って御説明を簡単に差し上げます。

今回の制度改正の内容なんですけれども、大きく分けて4点のところが制度改正になっております。

1点目が①で自家用有償旅客運送の種別の見直しというのが行われています。これが改正前は3類型だったのが改正後2類型になっています。

2点目が協議関係の多様化ということで、今まで地域公共交通会議ですとか運営協議会の場しかなかったところを、協議会の種類に関わらず協議ができるように多様化されております。

それと3点目、有償運送の対象の追加ですとか整理というのが行われています。

最後4点目が事業者協力型自家用有償旅客運送というのが新たに新設されたものになっております。

改正の内容を少し詳しくお話しさせていただくと、次のページの自家用有償運送制度の改正点について①というところで、これが先ほどお話し申し上げました1点目の3類型から2類型になっていますということで、今まで市町村運営有償運送、あと公共交通空白地有償運送、それと福祉有償運送という3つあったところが、改正後に関しては、公共交通の空白地有償運送、それと福祉有償運送という2つに今回変更になっております。

次のページの自家用有償旅客運送制度の改正点について②、これが先ほどお話しした2点目の協議関係の多様化というところになります。改正前に関しましては、先ほども申し上げたとおり、やる有償運送の関係で地域公共交通会議ですとか協議会、福祉有償運送に関しては運営協議会の場で協議を調えるというふうにはなっておったんですが、それが今回改正されまして、地域公共交通会議、協議会、運営協議会のいずれか、どの協議会でも問題ありませんし、もしくは関係者に持ち回ることによって協議を調えるという方法も今回改正された点になっております。こういった運営協議会に限らず協議の場を多様化させるということを今回の改正ポイントとして2点目になっています。

次の3点目に関しては次のページ、自家用有償運送制度の改正点についての③ですね。これが有償運送の対象の追加ということで、これは法律で明確化を行ったものになります。観光客を含む来訪者というところで、そういったところも法律で明文化を今回改正したと

いうところになります。

あと併せて、そこの観光客が追加になったよというところと、あと福祉有償運送の対象に関して、今までイ、ロ、ハ、ニの4点だったのが、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トで7区分に今回改正になっております。追加になっているのが、今までその他に含まれていた精神障害者の方であったりとか知的障害者の方というのと、あとは基本チェックリストに該当する方という区分、その3点が増えた形になっております。

最後に4点目の改正ポイントとして、新たに新設されましたものになりますが、事業者協力型自家用有償運送というのが新たに制度改正で追加になっております。この事業者協力型有償運送に関しましては、この制度の活用によってバス・タクシー事業者さんが運行管理、車両整備管理に協力することで、利用される方はより安心・安全なサービスを受けることが可能となって、運送主体となるNPO法人等は、業務負担、要は運行管理の面ですとか整備管理の面の業務負担の軽減であるとか、タクシー事業者、バス事業者の運行ノウハウを活用するということが可能になり、バス・タクシー事業者に関しては、運行費の委託費の確保による収入面での向上というのが今回期待されているようなものになっております。

事業者協力型というのが実際に運行管理、整備管理責任者として、協力事業者であるバス・タクシー事業者の運行管理者さんが選任されて実際の業務を行う必要があるものになります。かつ、この事業者協力型をやられているものに関しては、有効期間というのが2年、3年ではなくて5年となります。また事故があった際の責任関係において、損害賠償の責任の内部的な負担割合ですとか、協力事業者の業務について明確化しておくことというのが実際にやるに当たっては望まれるところになります。

すみません、ちょっと簡単ではありますが以上で私のほうからの制度改正の説明というのを終了させていただきます。

**【会長】** ありがとうございます。

この件につきまして、委員の皆様方から御質問等ありますでしょうか。

御質問がある場合は手を挙げるボタンを押してください。

いかがでしょうか。

**【委員】** 地域公共交通会議などほかの協議会でも代替できるという読み方でよろしいんですよね。今回の運営協議会です。

**【委員代理】** はい、そうです。

**【委員】** そうすると、例えば今多摩のこの連合でやっているものは、例えば調布だったら調布の運営協議会はこちらへ委託しますけれども、地域公共交通会議があるので、その中でやってしまえばここへ来る必要は全然なくなりますよね。

**【委員代理】** そうですね。申請される区域の運営協議会だったり地域公共交通会議だったりそういった場での協議が調うようであればこちらでの参加というのは不要になるものになります。

【委員】 もうちょっと具体的に申し上げますと、わざわざ別にすることないよねと、一緒にやったらいいよねというのがこの流れで、いずれ市町村の地域公共交通会議に収れんしていくんだらうなというような、そういう見方でよろしいわけですね。

【委員代理】 はい、そうです。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 貴重な御質問をありがとうございます。

ほかにありますでしょうか。

(挙手する者なし)

【会長】 ありがとうございます。

それでは、自家用有償旅客運送制度改正についての御説明はこれで終わりにしまして次に行きたいと思います。

それでは、次第の3番の(3)協議申請された事項審査に入りたいと思います。

各団体からの審査は、所管の自治体及び運営協議会事務局、副幹事市が内容を確認しております。各団体審査概要につきまして事務局より御説明お願いいたします。

【運営協議会事務局】 事務局から御説明いたします。

申請書類の形式的要件につきましては、所管の自治体及び事務局にて確認しております。

東京運輸支局への年度実績報告の提出、車両の表示、車内への登録証の整備、運行記録簿や点検簿の記入状況、旅客名簿の適切な管理、事故記録簿や苦情処理簿の配備等につきましては所管の自治体を確認しております。

重大な事故の発生は各団体ともございません。法令の遵守につきましては各団体より宣誓書の提出を受けております。

審査団体の要件確認表を御覧ください。

今回は、更新登録申請が3団体3件、変更協議申請が2団体2件、新規登録申請が1団体1件ございます。

それでは、内容確認等につきまして、No. 1からNo. 6まで順番に御説明いたします。

No. 1、八王子市所管の一般社団法人東京ひまわり学園でございます。こちらは新規申請の団体となります。運送主体及び事務所は、一般社団法人東京ひまわり学園、所在地は新宿区となっております。法令遵守につきましては宣誓書が提出されています。旅客から収受する対価は、距離制、時間制の併用でございます。使用車両は2台で、1台は運送主体の所有、もう一台は持込み車両となっております。運転者及び運行管理体制につきましては質問が出ておりますので、後ほど団体ないしは八王子市より御説明していただくこととなります。運送対象者は5名で、内訳は精神障害者4名及び知的障害者1名となっております。損害保険につきましては、対人・対物ともに79条登録を受けた際には無制限の保険に加入する旨の宣誓書が提出されております。

続いてNo. 2、八王子市所管の八王子保健生活協同組合でございます。更新登録申請となります。使用車両、運転者、運行管理責任者、運送対象態様の種類、会員数及び損害保

険に変更がございます。

続いてNo. 3、八王子市所管の特定非営利活動法人ケアセンター八王子でございます。こちらでも更新登録申請となります。使用車両、運転者、運送対象態様の種類、会員数及び損害保険に変更がございます。

続いてNo. 4、小平市所管の特定非営利活動法人移動サービス・バイユアセルフでございます。運送の対価及び運送の対価以外の対価に変更がございます。

続いてNo. 5、東久留米市所管の特定非営利活動法人ゆうでございます。更新登録申請となります。運転者、運送対象態様の種類及び会員数に変更がございます。

最後にNo. 6、瑞穂町所管の特定非営利活動法人にあい福祉サービスでございます。運送の対価及び運送の対価以外の対価に変更がございます。

事務局からの説明は以上でございます。

**【会長】** ありがとうございます。

本日は、更新登録申請が3団体及び変更協議申請が2団体、新規登録申請は1団体となります。

審査方法でございますが、更新登録の3団体3件及び変更協議の2団体2件につきましては一括で審査し、その後に新規協議の1団体1件について審査をいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(了の意思表示あり)

それでは、まず協議予定団体一覧、No. 2の八王子保健生活協同組合からNo. 6の特定非営利活動法人にあい福祉サービスまでの5団体の審査を一括して行います。

所管の八王子市から順に補足説明がありましたらお願いいたします。

あと事務局にちょっと確認なんですけど、各委員から質問を受けておりますが、これは随時事務局のほうで各委員から出ている質問についてはお話ししていただけるのでしょうか。

**【運営協議会事務局】** 各委員から事前にいただいた質問につきましては、補足説明の後に質疑に入った段階の最初で、質問を1個読み上げて1個答えていただくという方式で進めさせていただきたいと思っております。

**【会長】** ありがとうございます。

それでは、八王子市の方から補足説明のほうよろしくお願いいたします。必要に応じてNPO関係団体から補足もあればと思います。以上です。

八王子市の方、よろしくお願いいたします。

**【八王子市】** 八王子市でございます。よろしく申し上げます。

まず八王子市の需給状況について、こちら資料3-1、需給状況等の一覧を御確認ください。

まず八王子市、3月31日現在で人口が56万1,344人、タクシーの運行状況ですが、10社運行しており車両の保有台数は306台となっています。

ユニバーサルデザインタクシーが9社で144台、福祉タクシーには1社で1台で、介護

タクシーは53社で65台、そして福祉有償運送は12団体で40台、それぞれ運行されています。

介護保険の要介護認定者は、同じく3月31日現在で2万641人、要支援の認定を受けている方は8,858人となっています。

また、障害の認定者ですが、身体障害者手帳の所持者が1万5,740人、愛の手帳の所持者が4,786人、精神障害者福祉手帳の所持者が6,448人、こちらはいずれも本年4月1日現在の数です。

それでは、各団体についての御説明を行います。

まずNo. 2の八王子保健生活協同組合です。こちらは更新登録です。前回の変更については事務局説明のとおりです。

まず、八王子市は7月28日に法人の事務所を訪問して運行記録簿等書類確認をいたしました。使用車両も確認して適正な管理運営というのを確認いたしました。なお、使用車両に係る変更届は3月26日に東京運輸支局に提出済みというのを確認しています。

運転協力者のうち70歳以上の方が11名いらっしゃいまして、この場合、健康診断の受診、あとは状況の把握、対面での点呼というのを行っていまして健康状態等を確認しています。あとは新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえて、朝の検温も併せて実施しています。75歳以上の運転協力者は2名いらっしゃるんですが、同様の確認と無理のない運行スケジュールを組むようにしています。なお、運転協力者の増員についても検討しているというふうに伺っています。

引き続きNo. 3特定非営利活動法人ケアセンター八王子でございます。こちらでも更新登録で前回からの変更は事務局の御説明のとおりです。

本市は7月28日に法人の事務所を訪問しまして、運行記録簿と書類確認をしました。使用車両と、あと新規入替え車両について確認しまして、適正な管理運営というのを確認してきました。

70歳以上の運転協力者は1名いらっしゃるんですが、責任者として登録されていて送迎は行ってないという状況です。運転協力者皆さんに対して健康診断の受診やその状況の把握、対面での点呼というのを行って健康状態を確認しています。

使用車両に係る変更届出なんですが、昨年12月10日に東京運輸支局に提出済みというのを確認しています。要件確認表上の届出日が誤っているんですが、12月10日が正しい日付ですので訂正させていただきます。

使用車両の保険証書については、契約期間令和3年8月1日午後4時から令和4年8月1日午後4時まで更新されているということを確認しています。

八王子市からは以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

**【会長】** ありがとうございました。

それでは、次に小平市の方、お願いいたします。

**【小平市】** 小平市でございます。よろしくようお願いいたします。

初めに小平市の需給状況について御説明いたします。



資料の3-2を御覧ください。

小平市は、本年4月1日現在で人口は19万5,207人となっております。

タクシーにつきましては5社運行しており、計122台となっております。

続いて、ユニバーサルデザインタクシーにつきましては4社24台、一般タクシー事業者の福祉車両、福祉タクシーはございません。介護タクシー事業者の福祉車両、介護タクシーにつきましては19社21台、福祉有償運送につきましては4団体10台となっております。

次に、介護保険の要介護認定者につきましては6,401人、要支援認定者につきましては3,066人となっております。

また、障害の認定者でございますが、身体障害者手帳所持者が5,901人、愛の手帳所持者が1,691人、精神障害者保健福祉手帳所持者が2,180人となっております。いずれも本年4月1日時点の数となります。

それでは、No.4、NPO法人移動サービス・バイユアセルフの変更協議について御説明いたします。

変更となりますのは運送の対価と運送の対価以外の対価、キャンセル料及び介助料金でございます。

変更の内容と理由につきましては、まず運送の対価でございますが、30分ごとの加算600円を15分ごとの加算300円に変更するもので、これにより利用時間に対する料金をより正確にするということでございます。

次に、運送の対価以外の対価、キャンセル料でございますが、当日キャンセル料を1,000円から1,500円に変更するもので、これにより事業所のほかの事業と統一するとともに短時間、短距離の運行を利用した場合の利用料金と同等程度にするということでございます。

次に、運送の対価以外の対価、介助料金でございますが、現状において介助が必要な利用者は別に資格を持ったヘルパーに依頼し、より安全・安心な介助サービスを受けていることから、本サービスの利用がないため廃止するということでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**【会長】** ありがとうございます。

それでは、東久留米市の方、お願いします。

**【東久留米市】** 東久留米市でございます。よろしくお願いいたします。

初めに東久留米市の需給状況について御説明いたします。

資料3-3でございます。

本年4月1日現在で人口は11万7,020人となっております。

タクシーにつきましては2社運行しており計77台となっております。

続いて、ユニバーサルデザインタクシーにつきましては2社28台、一般タクシー事業者の福祉車両はありません。介護タクシー事業者の福祉車両につきましては6社9台、福祉有償運送につきましては3団体7台となっております。

次に、介護保険の要介護認定者につきましては、本年4月1日現在で4,621人、要支援認定者につきましては、同じく1,975人となっております。

また、障害の認定者でございますが、同じく本年4月1日現在で身体障害者手帳所持者が3,364人、愛の手帳所持者が964人、精神障害者保健福祉手帳所持者が1,284人となっております。

それでは、No. 5、特定非営利活動法人ゆうについて御説明いたします。

こちらは更新登録となります。前回からの変更点は先ほどの説明のとおりでございます。本年7月6日に職員が法人事務所を訪問いたしまして、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両につきましても確認いたしまして適正に管理運営がなされている状況を御報告させていただきます。

ドライバーは年1回健康診断を実施しており、原則70歳で定年となっております。そのため70歳以上のドライバーはおりません。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、最後に瑞穂町の方、お願いいたします。

【瑞穂町】 瑞穂町でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、瑞穂町の需給状況について御説明いたします。

資料の3-4を御覧ください。

瑞穂町は、本年4月1日現在で人口は3万2,458人となっております。

タクシー、ユニバーサルデザインタクシー、一般タクシー事業者の福祉車両についてはございません。介護タクシー事業者の福祉車両につきましては4社7台、福祉有償運送につきましても2団体4台となっております。

次に、介護保険の要介護認定者につきましては、本年3月31日現在で1,077人、要支援認定者につきましては390人となっております。

また、障害の認定者でございますが、身体障害者手帳所持者が1,010人、愛の手帳所持者が343人、精神障害者保健福祉手帳所持者が329人、いずれも本年4月1日時点の数となっております。

次に、変更協議団体についてご説明させていただきます。

No. 6、NPO法人にあい福祉サービスの変更協議でございます。

変更となるのは、運送の単価と運送の単価以外の単価でございます。変更の理由につきましては、事業者として福祉有償運送事業単体での赤字が続いており、今回の改定により赤字を解消し、今後も運営を継続することで利用者の利便性の確保につなげるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。

事前に委員の皆様から御意見、御質問をいただいておりますので、事務局より説明していただき各自治体、団体より御回答をお願いいたします。

それでは、事務局の方、お願いいたします。

【運営協議会事務局】 では、事前に御質問いただいているものから順に御紹介させていただきますので、該当の団体、もしくは市町村の方につきましては回答をお願いいたします。

まず、No. 2、八王子保健生活協同組合でございます。こちらは委員より事前に質問をいただいております、まず団体要件確認表の運送対象の精神障害者の会員がゼロになった理由を知りたいということでございます。

【八王子保健生活協同組合】 八王子保健生活協同組合です。

精神障害者の会員がゼロになったということですが、資料の読み間違いだと思います。精神障害者の方はいらっしゃいます。

【委員】 この2名というところですかね。

【八王子保健生活協同組合】 精神障害者の方に関しては5名います。

【委員】 5名、こっちの。分かりました。すみませんでした。

【運営協議会事務局】 次の質問に移ります。

様式1の車両一覧、4番、株式会社イチネンさんからは無償貸与ですかという御質問でございます。

【八王子保健生活協同組合】 無償ではありません。リース会社からリース契約で借りています。

【委員】 じゃあこのイチネンさんというのはリース会社なんですね。

【八王子保健生活協同組合】 はい、そうです。

【委員】 はい、分かりました。

【運営協議会事務局】 続いて、様式2の4、運転者要件一覧表を見て、今後の運転者の補充の見通しはあるのかという御質問でございます。

【八王子保健生活協同組合】 八王子市保健生活協同組合の組合員はかなりの数に上っている、7,000名ぐらいいるんですが、一応組合員の中で元気な方、まだ働ける方についてできる限りボランティアでもって協力してもらおうように努力しております。年に大体1人ないし2人くらいが補充されております。今現在努力中でございます。

【委員】 というのは結構高齢者の方が多いので、時間たっていくと80とかになっていっちゃん可能性もあるので、分母が大きいのにここだけこうなっているのどうなのかと思ひまして。そうすると生協利用者の中で元気な方をお願いする形か何か募集する形で一、二名ずつ補充予定ということによろしいですか。

【八王子保健生活協同組合】 そうですね。生活協同組合員の中の元気なまだ運転に自信のある方をできる限り発掘して、声をかけてお願いしてドライバーとして働いてもらうように働きかけるということを毎年やっております。大体1年に1人ないし2人が補充され

ております。

ただ全体的に高齢化しているのに関しては、75歳以上に関してはできる限り運転しないようにということで、77歳の方が2名いますけれども、本当に緊急の場合だけ運転をするようにというふうにしております。

【委員】 というのは、今世間で高齢者の運転について物すごく交通事故があって以来厳しくなっていて、ですからその辺等どんな感じなのかなと思ひましたの質問意図でございました。以上です。

【運営協議会事務局】 では、委員からの八王子保健生活協同組合様への質問は以上となります。

続いて、委員から質問がございます。

八王子保健生活協同組合の身体障害者4から6級の方の移動制約の状況及び要支援認定者1・2の方の移動制約の状況を知りたいということがございます。

【八王子保健生活協同組合】 身体障害者4－6級の移動制約の状況なんですが、この方たちは、データ上は身体障害者の何級の手帳を持っていますか、それから介護認定はどれぐらいですかということについてダブルで聞いているんですけども、一応身体障害者のどういう手帳を持っていますか、介護認定に関してはどういう認定の状況ですかということと2つ聞いて、その中で介護認定を受けている方で要介護3とか要介護2とかという人がいますけれども、たまたま難聴の人とか、それからあとちょっと左足が不自由であるとかということについてのダブルで持っている方がいまして、それを統計上整理するときに、身体障害者6級の人が1人います、それから5級の人が1人いますというふうにカウントされてしまうので、そういうふうに出ているんだと思います。

移動制約の状況から言うと、身体障害者5級だけ、身体障害者6級だけで我々の利用会員として登録するということについてはないです。

【委員】 分かりますけれども、その後に様式のハの後に旅客員名簿とありますけれども、そこに運送をしようとする理由でイロハニホヘトというふうにして分類しているんですけども、重複している人は誰もいないんですよね。

【八王子保健生活協同組合】 重複をしていることが入っていないというか、この人に関してはこれとこれが重複しています、これとこれが重複していますということについてやっていないんだと思うんです。

【委員】 なるほど、実際には身体障害と、それから要支援と重複しているという人たちが対象となっているということですね。

【八王子保健生活協同組合】 明らかに要介護状態になっている人、ないしは移動困難状態になっている人の入会を認めるというふうにしていきますので、入会をしてもらうときに、ところで身体障害者の手帳を持っていますかと、そうしたら6級を持っていますとか、5級を持っていますとかということになるとそれを書いちゃうんですね。カウントしちゃっているんです。それが1つ。

もう一つ、要支援認定者に関してですけれども、今、八王子の交通事情については御存じのように、公共交通のバスとかというものに関してはかなりしんどい状態になっていて、要支援1、要支援2というのは何かすごく身体状態において軽いように見えるんですけれども、実際には、今介護認定がすごく厳しくなっております、要支援1でも要支援2でも、特に要支援2が下りている人なんかに関しては、もう自力でバスに乗って、目的地までたどり着いて、自分でその目的を達して帰ってくるということについてはかなり困難な状態になっておまして、そこら辺は、今介護認定を受けている方というのはどんな身体状態かということについてちょっと調べていただければ分かると思うんですけど。

【委員】 そうですか。分かりました。じゃあ重複している例が多いということでもって納得します。

【八王子保健生活協同組合】 ありがとうございます。

【運営協議会事務局】 委員からもう一点質問がございまして、運転協力者で年齢が77歳の2名の方の身体状況と管理されている状況を教えてほしいということでございます。

【八王子保健生活協同組合】 77歳のうち一人が私だと思うんですけども、もう一人の方の77歳に関しても、さっき説明しましたけれども、75歳でもって基本的に八王子保健生活協同組合の花束の会は定年なんですね。定年後もいろいろな形でもって責任のある場所で仕事をせざるを得ない、そして本当に緊急の場合にピンチヒッターとして動かざるを得ないという形で77歳の人を登録しています。その2人に関しては、毎年ちゃんと健康状態に関してチェックして、運転についても間違いなく安全運転ができるということについて確認して運転を許可するというふうにしております。

【委員】 分かりました。

77歳でこうやってボランティアをやろうというんですから、やっぱりその辺は気持ちを大事にしてください。運転面のほうも気をつけてください。

【八王子保健生活協同組合】 分かりました。

【委員】 以上です。

【運営協議会事務局】 ありがとうございます。

八王子保健生活協同組合への事前質問は以上になります。

続きまして、ケアセンター八王子への質問が委員より届いております。

団体要件確認表の運送対象の人数が減った理由を教えてくださいということです。

【ケアセンター八王子】 ケアセンター八王子と申します。

お答えします。コロナの関係で利用者さんがまず減ったということは大きな原因だと思います。

それと私どもは介護事業の指定を受けて訪問介護をしているんです。その関係でケアマネさんの事務所からの依頼が大変減ってきたということで運送対象の人員が減った理由を2つ上げておきます。

【委員】 ありがとうございます。

【ケアセンター八王子】 あともう一つ人数が減った理由はコロナ関係とケアマネ事務所からの依頼が減ったということで人数が相対的に減ってきたということになります。

【運営協議会事務局】 では続いてもう一つ質問がございます。

様式2、4の運転者要件一覧表に79歳の運転者の方がいらっしゃいますが、今後の見通しについて教えてほしいということでございます。

【ケアセンター八王子】 79歳の運転者は、この私が79歳になっております。去年までは二種免許を持っていまして非常に活動的でしたんですが、今回からは私が退いて運行管理等々の指導を職員にしていくつもりでおりまして、今後は運送は控えようと思っておりますが、やむを得なく緊急であった場合には出動ということも考えられるかもしれませんが、回数的にはほとんどないんだろうと思っております。いかがですか。

【委員】 はい、分かりました。

【ケアセンター八王子】 よろしく願いいたします。

【運営協議会事務局】 では、ケアセンター八王子への質問は以上となります。

続きまして、移動サービス・バイユアセルフへの質問ですが、委員から介護料金設定の廃止理由ということなんですけれども、先ほど小平市から説明があったんですが、あれに補足が必要でしょうか。

【委員】 単純に利用がないので廃止ということなので、そのとおりならばという形で大丈夫です。

【運営協議会事務局】 分かりました。

バイユアセルフについての事前質問は以上でございます。

続いて、東久留米市のNPO法人ゆうへの質問というよりは、東久留米市に対する質問でございます。委員から東久留米市の「くるぶー」というものがあるんですけれども、こちらの利用は難しいですかという御質問でございます。そちらについて東久留米市が答えいたします。

東久留米市のデマンド型交通「くるぶー」というのは、事前登録制で市内の方の70歳以上の方、妊婦の方、ゼロから3歳児、この方が登録できる仕組みになっております。利用できるのが登録者と登録者と同乗する介助者なり保護者なりの方でございまして、この中に障害者の方は含まれていないので現状では利用は難しいと思われれます。以上です。

【委員】 では、これは障害の方は利用できない。それか障害の方でも70になっていれば利用できる。この「くるぶー」ですけど。

【運営協議会事務局】 障害の方でも70歳以上であれば利用できます。

【会長】 ありがとうございます。

では、委員の皆さん、この場での御意見、御質問等よろしくお願い申し上げます。一応手を挙げるボタンを押していただけますでしょうか。

いかがでしょうか。事前に出された書面以外の質問がある方、よろしくお願い申し上げます。

特にお気づきの方、質問ありませんか。

(挙手する者なし)

運輸支局の方からは何かアドバイスとコメント等ありますでしょうか。

【委員代理】 私のほうから質問事項等は特にはないんですけども、一応1個お願い事ではあるんですが、更新事業者に関しましては、なるべく有効期間が切れる2か月前から申請できるということにはなっていますので、この協議が調いましたらなるべく早めに申請を出すように御協力お願いできればと思いますので。以上です。

【会長】 それでは、よろしいでしょうか。特にあと御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

(挙手する者なし)

特にありませんでしたら、No. 2の八王子保健生活協同組合からNo. 6の特定非営利活動法人にあい福祉サービスまでの審査について、協議会として了承するという事によろしいでしょうか。

(了の意思表示あり)

じゃあ了承します。

それでは、引き続いて最後の新規協議1団体の審査に入ります。

一般社団法人東京ひまわり学園について八王子市より補足説明をお願いいたします。

【八王子市】 再び八王子市でございます。

No. 1の一般社団法人東京ひまわり学園について説明します。こちら新規登録です。

東京ひまわり学園は令和2年に設立された一般社団法人で、事務局を新宿区の河田町、車両の整備工場を福生市の志茂に設置しています。

同団体は、自力でタクシーや公共交通機関を利用できない方に向け、通園、通学、通院やレクリエーション活動などの社会参加に対する移送支援を行うことで、対象者の地域における自立した生活に寄与するということを目的に活動しています。

運送の対価は、距離・時間制を併用して登録申請する予定です。距離制は初乗り走行1キロまで50円、以後1キロ単位ごとに50円、時間制は初乗り走行15分当たり1,000円、以後15分単位ごとに1,000円としています。長距離の場合は距離制、短距離の場合は時間制で料金を計算するとのこと。

その他の対価としては、迎車回送料金200円、待機料金を1回当たり200円、介助料金を500円、添乗料金を2,000円、ストレッチャー使用料金を500円として申請する予定です。

使用車両はセダン型2台です。

現在70歳以上の運転協力者1名での登録予定であり、運転協力者の健康診断の受診及びその状況の把握と対面での点呼を行って健康状態等の確認を徹底するとのこと。また、運転協力者の増員を検討しているというふうに伺っています。

市は8月4日に福生市にある団体の車両整備工場を訪問しまして、運行記録簿等の書類、使用する車両2台について確認して、適正に管理運営がなされているという状況を御報告

いたします。

なお、同団体は新宿区の運営協議会で承認を得ていまして、会員に八王子市を発着とする方がいることから今回の登録申請はその会員分について行うものです。以上です。

【会長】 ありがとうございます。

これより質疑に入りますが、事前に委員の皆様の御意見、御質問をいただいておりますので、事務局より説明していただき、八王子市、東京ひまわり学園より御回答をお願いいたします。

それでは、事務局の方、お願いいたします。

【運営協議会事務局】 東京ひまわり学園に4名の委員の方から質問をいただいております。

まず、委員の質問からさせていただきます。

団体要件確認表の使用車両と運転者についてですが、なぜ2台あって1名の運転者なのか。車検の代車用なのかというお問合せでございます。

【東京ひまわり学園】 車両2台を利用者の好みに向けて2台そろえているんです。1台のクラシックカーのほうは、発達障害児の児童とか精神障害児童の癒やし系のときに使うようにしております。すごく反応がいいので、子供たちには受けております。それから、クーラーがないので夏場は軽四で活動しております。そういう形で2台そろえております。以上です。

【会長】 委員、いかがですか。よろしいですか。

【委員】 今、ちょっとふと気づいたんですけど、ストレッチャーを使用した場合500円とあるんですけど、これは箱型なのでストレッチャーって乗せられない気がするんですけど。

【東京ひまわり学園】 おっしゃるとおりです。ストレッチャーは今後そろえたいと思っておりますけど、利用希望の方はいらっしゃるんですけども、現在はできません。

【委員】 じゃあこれは将来のために設定しておくという理解でよろしいですか。

【東京ひまわり学園】 そうです。今年の秋に日本財団のほうに申請予定なので、それにストレッチャーを考えております。以上です。

【委員】 はい、分かりました。

【運営協議会事務局】 続きまして、委員から運行管理体制等を記載した書類ウと、運行管理マニュアルに齟齬があるのではないかとということで、運行管理の責任者代行者がAさん、マニュアルだとBさんになっています。整備管理責任者の代行者の記載はありませんが、マニュアルだとC様になっております。以上です。

【東京ひまわり学園】 マニュアルのほう为正しくて、私1名が、管理者が運転者を点呼するというのもおかしいということで八王子のほうから指摘がありまして、経理のBを点呼責任者に行っているというふうに今マニュアルでは書いてあります。整備責任者のほうもマニュアルのほうのC君を、2級整備士なんですけれども、彼を整備体制のほうでは責任



者にしてあります。マニュアルのほうが要するにどちらも正しいということです。以上です。

【委員】 では、確認要件表のほうを直して提出のほうをお願いします。

【東京ひまわり学園】 はい、分かりました。

【運営協議会事務局】 続きまして、利用対価表でございます。時間制で1時間4,000円の設定根拠と、車庫からの距離にはよりますが、迎車回送料金200円の設定根拠を知りたいと。また待機料金は時間制ではなく1回当たりですかという質問でございます。

【東京ひまわり学園】 介助料金は1回当たりです。病院なんかの乗り降りのときの突発的行動、同行援護をしているケースがありますので、そういうときの補助料としていただいています。

あとは、利用対価は30分3,000円で15分ごとに500円、500円で合計1時間4,000円になるわけです。

【委員】 ですから設定根拠というか、結局、駐車場の位置とサービスを提供する位置とばらばらなので、普通は迎車回送料金はもっと高いだろうとか、待機料金で待ちちゃったのは、4,000円も1時間で取るのに、待機も同じ時間かかるのにこんだけで済んじゃうのかと、何かバランスが取れていないと思ったので、その根拠はどうなんですかということなんです。

【東京ひまわり学園】 ちょうど私も確かに高いなと、設定がちょっと分かりづらいかなと思いましたが、その辺は申請時に補助料金は削除したいと思っています。介助料金と、それから……。

本社から八王子に送迎に行くのに距離は大体100キロから110キロぐらいあるんですけども、こういう計算の仕方ではなく車庫として提出している福生市の整備工場のほうから行きますと大体5キロぐらいで八幡町まで行きますので、5キロで20分ぐらいなんですけど、それが送迎ということなんですけれども、その送迎料も申請時にはカットさせていただきたいと思います。

【委員】 僕が聞いているのは介助料ではなくて利用対価表のところの時間制運賃、ここのので、これはカットしちゃうとなくなっちゃいますよ。

【東京ひまわり学園】 いや、利用対価表の1時間4,000円という根拠は、30分が3,000円で15分ごとに500円ということで、1時間当たり4,000円になります。

【委員】 そうは書いていないですけど。

初乗り走行15分当たり1,000円で以降15分ごとに1,000円という形になっているので、ですから料金の設定が何か御本人も理解していないのでめちゃめちゃな感じがしますが、これはどういう……。

【東京ひまわり学園】 すみません、八王子と詰めて分かりやすくいたします。

【委員】 いや、ここが一番重要なので、これ今日を通らないと承認できませんよ。冗談じゃなくて。こうやってふらふらなっちゃったら。そうでしょう。八王子市と詰めるんじ

やなくて八王子市と詰めた後ここに持ってきて、ここに運輸支局さんも入って決めるので、これ申請のときになくしますって今が申請のときなんですよ。

【東京ひまわり学園】 はい。

距離制と時間制と2つ組み合わせてもらいたいというのもお願いなんですけれども……。

【委員】 ですから駄目と言っているんじゃないくて、根拠を教えてくださいということなの。そうしたらそれを取り下げる、取り下げないとか、そういう意味じゃなくて。これがいけないと言っているわけじゃなくて、どうしてこういう対価になっているんですかという説明なので……。

【東京ひまわり学園】 八王子の場合、福生の整備工場から送迎に行っているという状況で、新宿から来るよりも近いので、新宿よりも安くしているという状態ですね。

【委員】 いや、そういう意味ではなくて、だってドライバーの方は新宿から福生まで行くんですよ。福生にいるわけじゃないですよ。

【東京ひまわり学園】 八王子をやるときには福生に、福生が自宅兼整備工場なので。

【委員】 福生が自宅なんですね。

【東京ひまわり学園】 はい、すみません。

【委員】 ですからそういうのが全然よく分からないので、ですから福生が自宅でそこら行くんで新宿からは行かないんですよとか、そういうのを言わないと全部バランスが取れていないんですよ。これが福生が御自宅だというのが分かれば、そうするとじゃあ介助料金が200円でも自宅からだったらそうなんですねと。ですからそこら辺が全然見えていなかったの。

【東京ひまわり学園】 申し訳ないです。

八王子の特殊性みたいなものは、八王子市内に事業所を持っていませんので、以前はあったんですけど今は持っていないので、八幡町にあります就労支援B型の施設の会員の方を御紹介いただいて私どもで移送してくれという希望があるのでやっている、今回立ち上げたわけなんですけれども。

【会長】 すみません、今八王子市の方が手挙げしていますので、ちょっと八王子市の方から御説明していただけますか。どうぞ。

【八王子市】 八王子市です。

料金の設定については、こちらで確認して話をした段階では、共有してある新規登録申請団体の要件確認表にあるとおりでして、走行15分当たり1,000円という基準になっているので1時間4,000円で、これですよ、迎車回送料金200円というのはちょっと他団体等の状況を見てある程度合わせたという形です。それで安めの設定になっています。本当にそれだけの話だったんですけど。

【会長】 それでは、あと運輸支局からも今手挙げしているんですが何かありますでしょうか。お願いします。

【委員代理】 すみません、1個確認なんですけど、もともと今新宿区のほうで運営協議

会で協議調っている運賃のほうだと、距離制のみで迎車回送料金とか何も設定ないんですけど、これは八王子市の利用の方はこの運賃でやりたいということでもいいんですか。

【東京ひまわり学園】 はい、そうです。よろしいでしょうか。

【委員代理】 これ一応事務局側にも確認したいんですけど、新宿区の利用者さんと八王子市、それぞれの運営協議会で利用の金額って協議が調ってればいいとは思いますが、区と市によって利用者さんの設定される運賃が変わってきちゃうんですけど、それって大丈夫そうですか、同じ事業者さんで。

【会長】 八王子の方、お願いいたします。事務局の方。

【八王子市】 ごめんなさい、これについては私も今聞いたんですけど、新宿区と同じで基本申請してくれというような話になって同じだと思っていたんですけど、ここで説明お願いしたいところです。

【会長】 すみません、じゃあ当事者の方、お願いできますか。

【東京ひまわり学園】 じゃあ新宿と同じでやります。よろしいでしょうか。

【委員】 そうすると新宿がどうなっているのかここに資料がないから分からないんですけど。そうすると今日この場でもう協議できないというのが、そういう形になっちゃいますけど。資料なしで。

【東京ひまわり学園】 新宿は距離制で1キロ50円でやっています。

【委員】 八王子市さん、何かフォローはないんですか。

【八王子市】 新宿と同じかどうかについてはちょっとこっちもびっくりして対応は今困っているところなんですけど、ただ新宿区の資料がないのでここで協議できないと言っちゃうとさすがに厳しいかなと思うんですけど。あくまでもここで新規として登録するのが適切かどうか議論する上で、新宿と違うということが明らかになったんだったらそこは改善しなきゃいけないところではあるんですけど、全く同じかどうかを書類出してまで証明というのはさすがに御容赦いただきたいなど。

【委員】 いや、違うんですよ。運賃が協議会の資料と、協議会でぐるぐる変わっちゃっていいんですかということ。

【東京ひまわり学園】 東京運輸支局の方は把握していると思いますけど、新宿は1キロ50円で距離制ということであれば同じで構いません。

【委員】 じゃあ時間制運賃はなくしちゃうということでもいいんですか。

【東京ひまわり学園】 時間制運賃は入れたいんですけども……。

【委員】 ですから入れちゃいけないと言っているんじゃないじゃなくて、設定の根拠を教えてくださいと言っているわけで、もう一つは同じところなのに、例えばタクシーは多摩地域内だと全部誰が乗っても同じなんです。都内とはちょっと微妙に初乗り運賃が違うというのはあるんですけど、大まかには一緒なんですけど、いきなり1時間4,000円もどかんと八王子の人はついちゃってという話を運輸支局さんはしていると思うんですね。あまりにも差別されちゃっているんじゃないかということなんですけど。

【東京ひまわり学園】 時間制は取り下げて、申請書を訂正して距離制だけでやります。

【委員】 そうすると採算合わなくなっちゃうんじゃないですか。大丈夫ですか。

【東京ひまわり学園】 大丈夫です。新宿と同じ価格で1キロ50円で。

【会長】 八王子市の方、どうぞ。

【八王子市】 想定外のことがあって、ではこれは取りやめますとして福祉有償運送を始めたときに、結果的に事業として成り立たなくなるのは八王子市としても輸送必要な人を動かす上でも問題があるかなと思います。持続する形を料金設定含めて、もしすぐに答えが出ないのであれば一回熟考したほうがいいと思います。ゆっくりお考えいただきたいと思いました。

【会長】 ありがとうございます。

どうでしょうか。ちょっといろいろと……。

【委員】 ちょっといいですか。

【会長】 どうぞ。

【委員】 確認したいんですけど、新宿区の場合はキロ50円でやっているんですけども、いわゆる対象者が精神障害者だから外出支援ということで別途に出ているんですか。外出幾らというふうにして。

【東京ひまわり学園】 はい、そうです。

【委員】 そうでしょう、複数許可取れるんでしょう。幾ら出ているの、1日で。

【東京ひまわり学園】 あれは他府県のように行政からは出ていません。

【委員】 行政から出ているんでしょう。

【東京ひまわり学園】 出ていないです。

【委員】 精神障害の方に外出支援ということで。

【東京ひまわり学園】 出ていないです。全部実費でやっています。

【委員】 実費で、じゃあ1キロ50円ということですね。

【東京ひまわり学園】 そうです。

【委員】 それで、車は福生のほうに置いてあると。

【東京ひまわり学園】 新宿まで行って、それから迎えに行くんです。本社は新宿にありますから、河田町に。

【委員】 そうでしょう。河田町からいづれにしても八王子まで移動しなきゃいけないんですよね。

【東京ひまわり学園】 八王子の方をやる場合は。

【委員】 けどここには、ちゃんと料金の起点として出庫時と書いてあるんですよね。

【東京ひまわり学園】 だから出庫時は、八王子をやる場合は新宿から行くのではなくて、自宅兼整備工場の福生から行きますので、すごく近いんです。

【委員】 福生という言葉が料金表の中に入っていないもんね、何にもね。

【委員】 でもこれ出庫だと迎車回送料金は取れないですよ、理論上。だって出庫から取

っちゃったら迎車回送料金にならないでしょう。もうそこから料金取っちゃうんなら。

【東京ひまわり学園】 なるほどね。分かりました。

【委員】 そうですよ、だから僕はこのところに書いてあって、ちょっと迎車回送料金200円の設定根拠は何ですかと。

【東京ひまわり学園】 私も知りませんです。

【委員】 ですから僕は新宿から来るのかなと思ったりとかしていたんです。

【東京ひまわり学園】 そういう意味だったんですか。

【委員】 ですから整備工場が自宅というのは全然ここにはないので。

【東京ひまわり学園】 それは外すようにします。

【委員】 ですからそこだけ整合性が取れていないんですよ。今出庫から取っちゃうのに迎車回送料金はじゃああるんですかという形になるし。

八王子市さん、よろしくお願ひします。

【会長】 すみません、かなりいろいろ問題が噴出してきていますので、ちょっと今日は承認は難しくなっているんですが、一応問題点だけ出したいもんで、すみません、事務局のほうは、今委員の質問をやっているんですが、順次質問だけやって、問題点を洗い出したいと思うんですが、そして八王子市に持ち帰ってもらって、当事者団体と調整していただくということでよろしいでしょうか。

(了の意思表示あり)

じゃあ委員の質問については、まだ様式1、様式3とありますので、ちょっと質問だけ議論を双方向やって問題点を洗い出したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

【運営協議会事務局】 では事務局から説明いたします。

委員の質問の次、様式1の車両一覧、昭和63年式シトロエンの乗り心地はどうですかという質問でございます。

また、(2)に事務所所在地と車両2台の車庫の位置は車検証のとおりですか。その場合は直前のキャンセル料などはどうなっていますかという質問でございます。

シトロエンにつきましては委員からも、昭和63年の外車と思われる車両については事業に使うのに適している整備状況なのか教えていただきたいという御質問がございます。以上です。

【東京ひまわり学園】 非常に古い車でクラシックカーですので、先ほど言いましたように発達障害の子や精神障害の子供たちには癒やし効果があるということで、年に4回乗車体験をしているんですけれども、乗り心地については、私はこの6年前にこの業界に入る前に長年整備工場を経営しておりましたので、そのときの整備士たちを2人抱えておりますので、普通の車よりも6か月点検は丁寧にやっておりますので、お金もかかりますけど古い車ですので、部品なんかもフランスから取り寄せて一々やっておりますので問題はありませぬ。4ドアセダンで屋根も幌シートですのでコロナ対策にもオープンカーで走るといふふうなことで効果があります。

乗り心地については以上でよろしいでしょうか。

先ほどのキャンセル料については、キャンセル料は発生しておりません。

【委員】 というのは、このシトロエンのほうが今度は埼玉県日高市というところなので、それでやっぱりまた距離があるので、ですからここに書いてあるのは、ほら、車両以外の車庫の位置は車検証のとおりですかというのは、つまり本部所在地が新宿と書いてあるので、これで書いてあると、こんだけの資料だとさっきの福生の自宅というのはそれで理解したんですけど、日高市とここの間というのはまた距離があって……。

【東京ひまわり学園】 日高市のほうにも私の車庫を借りている、車販売業をやっているところを拠点にしているところが日高市にありまして、そこで登録してあります。

【委員】 ということは、この西東京エコテックさんは経営なさっている別会社から……。

【東京ひまわり学園】 はい、私が役員です。

【委員】 そういうのも書いていないとまたこれは分かりません。

【東京ひまわり学園】 そうですね。一応会社として西東京エコテックがひまわり学園へ提供しているというふうな書類を添付していると思いますが、ないですか。

【委員】 全部見ると、何で新宿に本部があるのが、福生にあって埼玉にあって八王子なんですかという。

【東京ひまわり学園】 車は私の整備工場に置いていることが多いんですけども、先ほど申しあげましたように、古い車で壊れることは普通の車よりも多いわけですから。

【委員】 それでなので、さっきもう一人の委員の方が心配したのはそこなんです。壊れやすいってまさに言ったとおり、そこを心配していらっしゃる委員の方もいらっしゃるんです。

【東京ひまわり学園】 もちろん壊れたときにはもう一台のほうでやれば済むことですので。ただ私の福祉有償運送をやりたいという趣旨は、このクラシックカーは新宿のほうでも、古い車で走っているんですけども、やっぱり発達障害の子や精神障害の子が8割方いる会員構成ですので、その子たちとのコミュニケーションを取るためにこのクラシックカーをどうしても外せないというのは私の主義としてあります。以上です。

【委員】 ところがそれは壊れちゃったときに精神障害の方がパニックにならないのか、そういうのを心配しているんですよ。ですから運行上に問題なければいいんですけど、急に車が動かなくなっちゃったと、代車が来るまでそのままそこに運転手がいなければ、誰が取ってくるのかになった場合、そのときに普通の方だったらまだいいかもしれないんですけど、精神障害の方というのは違う人が運転したりとか、音楽がかかっていたりとか、実は西東京市内でもそういうような小学生の送迎している方がいるんですけど、この音楽をかけていないとこの人はパニックっちゃうとか、いろいろそういうのがあるので、万が一壊れやすいクラシックカーで行って、クラシックカーは僕はいいと思います、ところがそれが壊れちゃったときとか、普通の方だったらまだいいんですけど、精神障害の方ってそこでパニックになっちゃう可能性も十分あるかもしれないので、そういうのを多分心配し

ていらっしゃるのかなと思って、それで乗り心地とかそういうのを聞いたというのは、輸送対象者がそういうような方ということだったので、ちょっとそのところの質問をしたのと、やっぱりそういうような形で、例えば送迎に行ったときに途中で万が一壊れちゃった場合、目的地にたどり着けないという形の距離の問題もあるので、それなのでクラシックカーなので、僕は新宿から来るのかなと思ったので、100キロもクラシックカーが走っていて壊れないのかなとかそんなのもあったので。

【東京ひまわり学園】 現実には壊れていますけれども、壊れたときにも乗せていないときにはそれなりの対応をしておりますし、整備士が呼べばすぐ来ますし、私一人でできないときには整備士を呼んで応急修理をして帰ると。

乗っているときには、むしろ私のところの精神障害者、あるいは発達障害児童などは、逆に非常に興味深く修理の状態を観察しているということです。目的地に着かなかったことはまだないんですけども、壊れた車を直すということに対しては自宅兼整備工場ワークショップも年に何回かやっておりますけれども、精神障害者、発達障害者のためのクラシックカーワークショップというのをうちのところの車庫でやっております。

【会長】 分かりました。

それでは、八王子市の方、お願いいたします。

【八王子市】 この問題についてここで解決するという見込みはなさそうですが、委員の皆様が御心配なさっている点はすごくよく論理的に分かりましたので、次回に向けてどう解決するか少し検討させてください。

多分ここで話していてもこれは解決しないかなと。

【会長】 すみません、よく八王子市と当事者の方、共有のほうお願いいたします。

それでは、次の質問のほう、すみません、お願いいたします。

【運営協議会事務局】 これはお二人の方からいただいているんですが、委員と委員から、あと委員からもいただいております。様式3の自動車保険内容一覧表が空欄ですということで、ほかにも委員も記載されていないがこれでよいのか、委員も任意保険の加入条件が分かりませんということなんですが、こちらにつきましては申請時に当たりまして、まず基本は任意保険、もしくは責任共済の写し、もしくは契約申込書の写し、または見積書の写しを提出することになっているんですが、それによらない場合は賠償措置に関する宣誓書を出すという形になっておりまして、それが資料の28ページの様式第8号の宣誓書になりますので、現状で自動車保険内容が空欄であっても問題ないと事務局では認識しております。

【委員】 それは現実的ですか。これだけ期間があつて。つまりできたばかりの新設法人で、無制限でこの宣誓書だけで交通事故等起きた場合対応できると思いますか。

【会長】 すみません、委員のお話よく分かります。運輸支局の方から何かこれについてアドバイスお願いいたします。

【委員代理】 一応、運輸支局に提出する際の添付書類としては恐らくこの宣誓書で問題

ないというところで、事務局としても添付書類として判断するというのでオーケーになったと思うんですけど、多分委員の皆様が心配されているのって本当に大丈夫というところで、できれば委員の方が不安に思われているようであれば内容を確認できるようなものを出していただいたほうがいいんじゃないかなというのは私の意見ではあります。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、この点についても八王子市の事務局の方、よろしいでしょうか。

【八王子市】 これについては、今保険の手続を進めており、今回の時点で間に合っていないということで。

それで大丈夫ですよ。

【東京ひまわり学園】 はい、大丈夫です。

チューリッヒ保険、ネット割引を使っていたもんで証券が届いていないんです。軽四のほうはチューリッヒで加入済みです。シトロエンのほうも申請が昔でチューリッヒに加入済みです。

【会長】 じゃあその辺も八王子市の方、確認のほうお願いいたします。

【八王子市】 東京ひまわり学園さん、もしいつまでに届くかとか分かったらお願いします。

この辺はあとは私たちが話は進めておきます。

【東京ひまわり学園】 はい、了解です。

【会長】 委員、これでよろしいですか。

【委員】 はい。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、事務局の方、お願いいたします、次の質問。

【運営協議会事務局】 委員からの質問でございます。

料金は出庫時を起点とするとあるが、新宿から八王子までの距離または時間はどの程度かかるのか。

もう一点、会員の利用は起終点が八王子市となっているが、八王子市内の移動実態を知りたいということでございます。

【会長】 すみません、これについては八王子市の事務局の方、まず答えていただけますか。

【八王子市】 まず1点目については、最初の話と一緒にもう少し整理してからお話ししないとという状況だと思います。

2個目のほうについては、これから登録して動き出してから実績等で多分出させていただくことになるかと思えます。

【委員】 そのときに、八王子起終点ですから、八王子市内の移動ということで理解していいんですよ。要するに八王子市を出ないということ。例えば新宿まで行くとかね。

【八王子市】 それは起終点のどちらかが八王子ということであれば。



【委員】 それはそうなんだけれども、実態としてどうなのかなということなんです。

【八王子市】 今予定されている例えば利用者さんが八王子市から外に出たりすることがありそうかどうかという見込みのお話ですかね。

【委員】 そういうことです。

【八王子市】 そうしたら東京ひまわり学園さん、もし分かればお答えいただけますか。

【東京ひまわり学園】 八王子市の方が五日市町のスーパー銭湯の瀬音の湯というところまで、前は五日市だったんですけど今はあきる野市ですね。檜原街道の手前にあるところなんですけど、そこまで行って帰ってくるということは予定しています。

あと先ほども言いましたように就労支援B型の事業所が八幡町の交差点の角にありまして、その会の会員の方が8割いらっしゃいますので、5人おりますので。

【委員】 分かりました。

【東京ひまわり学園】 それでよろしいでしょうか。

【会長】 じゃあどの辺もまた確認のほうお願いいたします。

ほかに、事務局の方。

【運営協議会事務局】 あと委員から質問が来ております。

運転免許証の有効期間を黒塗りしているのはなぜか。運転管理者の准看護師免許の写しが添付しているが、新規登録の際に必要なものか。

ほかにもありますが、まずこれをお願いいたします。

【会長】 じゃあ、まず八王子市の方、お答えいただけますか。

【八王子市】 免許証の有効期間については、黒塗りというよりコピーを繰り返した結果黒くなってしまったということですので、八王子市のほうで有効期間は確認しています。八王子市で黒く潰れていない鮮明な写しを確認して、手元にもその写しを残してありますので、内容は問題ございません。

准看護師免許の写し添付ということについてですが、これは新規登録に必要なものというわけじゃないんですけど、乗務者名簿の中に准看護師の資格を記載しましたので、それを示すもの、そういうことで下段、運転者名簿の乗務者名簿の欄の下の米印にあるんですけども、備えていることを証する書類ということで添付しています。以上です。

【会長】 ありがとうございます。

これについてはよろしいですか、質問の委員。

【委員】 はい、大丈夫です。

【会長】 じゃあ引き続き説明よろしくをお願いします。

【運営協議会事務局】 委員からあと2つ質問をいただいております。

苦情処理体制について、運転者が1人でありその方が苦情処理の責任者となっているため、利用者が苦情を伝えづらいと思われる。これに対して何か配慮していることはあるかということでございます。

【会長】 これもまず八王子市の方からお答え願えますか。難しければ当事者の方。

【八王子市】 苦情処理の実務的に受け取りというのは別の方がする体制になっているというふうに聞いています。

【会長】 そこも、危惧の念に対してまた確認、調整のほうお願いいたします。

じゃあ次お願いいたします。

【運営協議会事務局】 最後の質問でございます。

介助料について、どのような乗降介助を想定しているか、どのようなことが乗降介助に該当するのか教えてくださいとのことです。

【東京ひまわり学園】 当事者ですけれども、発達障害あるいは精神障害の突発的な行動を起こすことがまれにありますので、そういうときの同行援護、介助を想定しております。何度か経験がありますけれども、そういうための費用だと考えています。以上です。

【会長】 ありがとうございます。

委員、いかがでしょうか。

【委員】 突発的な行動というのはどういうものになりますかね。

【東京ひまわり学園】 走り出したり、思いがけない方向に走り出したり、物を壊すとか、精神的に不安定になったりするときの介助ですけれども、身体介護になります。

【委員】 乗車前に走り出すということですか。

【東京ひまわり学園】 乗車前のときにもありますし、降りるときの室内から出ないとかということもあります。いろんなケースがあります。

【委員】 降りるときに走り出すというのは、チャイルドロックだとかそういったことでカバーできると思うんですね。運転者の不注意で利用者の方が走り出したりだとかして、それを追いかけたからということで料金を取るというのはちょっと利用者からしたら納得しづらいだろうなというふうにちょっと思ったところがございます。

【会長】 それについてもまた八王子市と、委員からの意見について調整していただけますか。

【東京ひまわり学園】 はい、了解です。

【八王子市】 そうですね、はい。

【島津会長】 事務局の方、特にあと質問事項ありますでしょうか。

【運営協議会事務局】 これで全てでございます。

【会長】 ありがとうございます。

これまで質問紙によって御意見、御質問いただいたんですが、直接この場で御質問、御意見の委員の方いらっしゃいますでしょうか。

よろしければ、何かありましたら。

一応いろいろ問題点指摘していただいて事務局に持ち帰っていただきたいと思いますが、特にありませんか。

どうぞ。

【八王子市】 八王子市から。

今回、この御意見の内容を踏まえてちゃんと内容は練り直さないとという認識はしています。以上です。

【会長】 申し訳ありませんね。よろしく願いいたします。

私の過去の経験から言わせていただきますと、だいぶ運営協議会も優しくなったなという感じがしますので、ぜひよろしく願いいたします。

じゃあ次回また再修正ということで、この場では不承認ということで結論を出させていただきます。

それでは、以上、団体審査は終了いたします。

団体を所管している方は退出していただいても傍聴されても構いません。どうぞ御自由によろしく願いいたします。

【八王子市】 では退出させていただきます。失礼します。

【会長】 ありがとうございます。どうもお疲れさまでした。

それでは、次に登録団体ヒヤリハット事例等について、次第4番の(1)ヒヤリハット事例について事務局より御説明お願いいたします。

【運営協議会事務局】 事務局より御報告いたします。

お手元にごございます資料4、登録団体におけるヒヤリハット等事例一覧表を御覧ください。

こちらは、令和3年4月19日付で各構成市町村に対して調査を依頼し、各登録団体のヒヤリハット事例と移送サービス中にあった軽微な事故の事例について団体ごとに取りまとめたものでございます。

こちらの資料は昨年度と同様に、運営協議会で報告の後、各市町村へ送付いたしますので、各市町村から各団体へ情報の提供をお願いしたいと考えてございます。

各団体の具体的事例につきましては、資料の4で御確認をお願いいたします。

【会長】 これについて何か御質問、御意見等ありますでしょうか。

委員、どうぞ。

【委員】 これは大変すばらしい事例だと思います。特にNPO法人自立センター・小平のは、普通の方が見てもこういうのを気をつけなきゃなという形なので、こういうのが共有されることによって、一件でも事故がなくなったりとかヒヤリハットが減ればという形なので、自立センター・小平さん、どうもお疲れさまでしたという、ありがとうございますという、以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、ほかに何かありますでしょうか。

(挙手する者なし)

なければこの件は終了させていただいて、次第の4番の(2)その他です。

委員の皆様から何かありますでしょうか。

(挙手する者なし)

特にありませんでしたら、本日の議題は全て終了しました。

これで終了しますが、運営協議会事務局のほうにマイクをお戻ししたいと思いますので、お願いいたします。

何か連絡事項ありますでしょうか。

【運営協議会事務局】 本日不承認になった八王子市の東京ひまわり学園につきましては今後どうするか検討したいと思います。また皆様に御連絡を差し上げることになろうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【会長】 すみません、今年度の運営協議会の予定は、今日ひまわり学園が不承認になったんですが、今後の運営協議会の予定は何か。

【運営協議会事務局】 実は今年度はもう予定していなかったのです。というのもコロナ対応でなかなか事務局内部や市町村との調整がうまくいかなかったものですから、第2回は考えていなかったのですが、それをどうするかはちょっとこの後検討してまた結論を出したいと思っております。

【会長】 そうですね。2回目は確かに予定していませんでしたね。

それでは、八王子市の事務局の方とまた調整した上でよろしくお願いいたします。年度内どうされるかですね。いかがでしょうか。

【運営協議会事務局】 分かりました。

【会長】 ほかに委員の方、ありませんよね。

(挙手する者なし)

じゃあ今日は本当にお疲れさまでした。長い時間かかっちゃって大変申し訳ありませんでした。